

湯河原町公共施設LED化事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年5月29日

湯河原町長 内 藤 喜 文

湯河原町公共施設LED化事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 湯河原町公共施設LED化事業を行う賃貸借事業者を選定するため、湯河原町公共施設LED化事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) プレゼンテーションの実施及び業務提案書の評価に関すること。
- (2) その他業者選定に関すること。

(組織)

第3条 選定委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 参事
- (3) 消防長

(任期)

第4条 委員の任期は、選定委員会の業務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 選定委員会に委員長を置き、委員長は副町長とする。

- 2 副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第7条 審査が終了したときは、委員長は、その結果を速やかに町長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、財政課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年12月31日限り、その効力を失う。